

サン共同通信

2024年

Topics 注目トピック

- 税制 電子帳簿保存法
- 融資 ソーシャルビジネス支援資金
- 社保 キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）
- メディア実績

1
月号



2023年度
社員総会の活動ご報告



2023年度 社員総会の活動ご報告

昨年12月1日、第8期社員総会を行いました。

第一部の会場は東京ミッドタウン ホール&カンファレンス(東京・港区)。集合写真から始まり、拠点発表、売上担当発表、プロジェクト発表、グループワークなどを行いました。グループワークの発表では、各チームごとに特徴のある発表が行われ、発想の突飛さに会場が笑いに包まれる場面も。緊張感とともに始まった総会でしたが、終了が近づくにつれ多くの笑顔に溢れていました。総会後の懇親会は弊社の経営するバー、D3へ!社員表彰から始まり、笑い声の絶えない懇親会となりました。



ピックアップ1 発表セクション

代表挨拶

法人代表の笠岡より、サン共同グループが目指す方向性について話がありました。

メンバーの成長と自己実現のために協力して目標に向けて取り組むことが組織の存続に大きく影響すること。「見える化」をテーマに、正しい評価と正しい成長を目指していくことなどが発表されました。

当期は営業、IT、人材開発それぞれの施策についての説明も行われ、サン共同グループとして目指すべき方向性を共有しました。



売上担当発表

営業担当者54名による売上担当発表が行われました。

自己紹介、2023年の実績と目標売上など2分間という短い持ち時間にも関わらず、みなさんてきぱきと発表をこなしておりました。売上上位者には朝倉からの表彰と記念撮影も。



プロジェクト発表

その後は人事、医療法人・事業継承、財務、融資、営業、研修、情シス、社保、資産税+不動産、保険提案、ウェブマーケティング、SNS・YouTube、広報、在宅經理の14チームのプロジェクト報告を行いました。

人事

人事からは、まず実施した施策と成果についての報告がありました。一昨年からの離職率が大幅に改善されていることや、サン共同の全体ルールの制定、入社時のオリエンテーションを作成したことなども発表されました。従業員の幸福を追求するという基本理念実現のために取り組んでいます。

営業

営業チームからは、前期を踏まえた当期の目標についての発表がありました。月別の施策や取組み、契約累計などの報告、面談につながらなかった理由の実例などが共有され、それらをふまえた上での翌期取組みを考案しています。

デジタルマーケティング

昨年新設されたデジタルマーケティングチームからは、実施した施策について、サイトの訪問者数の推移について、今後実施予定の施策について発表がありました。サン共同の集客支援だけでなく、外部支援も行っているチームです。

財務デューデリジェンス

財務DDからは、DDとは何か、戦略・実行・統合フェーズごとに発表がされました。M&Aを実行するにあたってのリスクや検討すべき論点などを収集することで、交渉を優位に進めることができます。

情報システム

Kintoneの導入、みえるクラウド導入、freeeサイン導入など、数多くの実績発表があった情シス。開発進行中の案件もあり、業界の中でも最先端のITツールを駆使するサン共同グループの力がよく表れています。

SNS・YouTube

昨年開設したYouTubeチャンネル、税理士BARラウンジ。登録者数が順調に増え続けていること、視聴回数が多い動画の傾向などについて発表されました。今後の取組みについても説明があり、どんな動画になるのだろう？とますます目が離せません。

融資

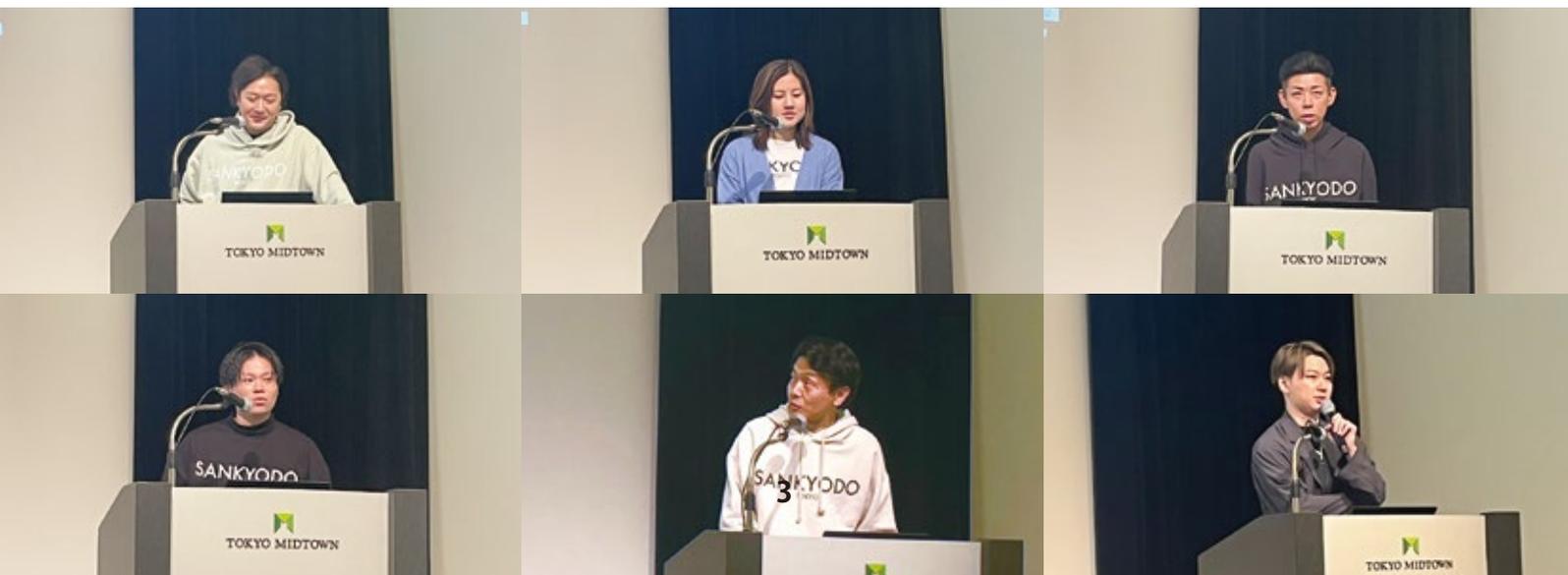
融資チームからは、融資の支援実績についての報告がありました。今期の取り組みの振り返りも行われ、より便利になった創業計画書の改修などの発表がありました。今後も融資実行件数を増やしていくことを目標とし、AIの活用など常に業務の改善を行っているチームです。

資産税+不動産

2021年から2023年の実績比較が発表された資産税チーム。社内体制として、メンバーの成長を強く意識していることが伝わってきました。メンバー育成のための環境作りなどを経てどのようになっていくのか。今後の体制づくりにも注目です。

広報

広報からは、ブランド認知度向上に向けた取り組みの報告がありました。メディア露出件数の増加、取材件数の増加など認知度は年々向上しています。今後の目標としてクライアント向けの訴求施策も発表され、今期もさらなる認知度向上を目指していきます。



ピックアップ2 表彰セクション

職場貢献賞

明るく楽しい職場を作り、困った人を助け、売上とは別の形で会社に貢献している人

在塚さん(西宮) 井坂さん(青山) 木下さん(北千住) 小林さん(八王子) 江花さん(八王子) 黒川さん(青山)
山村さん(板橋) 市川さん(横浜) 小林さん(板橋) 武田さん(マーケ) 加藤さん(北千住) 坂本さん(沖縄)
山本さん(青山) 篠原さん(青山) 小林さん(青山) 松井さん(西宮) 松下さん(西宮) 松橋さん(社労士)
星原さん(青山) 大塚さん(青山) 中島さん(西宮) 中島さん(板橋) 仲村さん(沖縄) 畠山さん(青山)
平川さん(沖縄) 野面さん(社労士) 里見さん(西宮) 緑川さん(横浜)

コスト削減賞

コスト削減の結果を出している人、コスト削減に挑戦している人

山村さん(板橋) 大屋さん(北千住) 武田さん(マーケ) 江花さん(八王子) 松下さん(西宮) 石原さん(沖縄)
大塚さん(青山) 藪本さん(西宮) 阿部さん(社労士) 井坂さん(青山) 奥さん(八王子) 黒川さん(青山)
佐藤さん(北千住) 坂元さん(八王子) 山本さん(西宮) 篠原さん(青山) 舟山さん(板橋) 小林さん(板橋)
小林さん(青山) 松橋さん(社労士) 松坂さん(デジタルコンサル) 西畑さん(マーケ) 石橋さん(西宮)
川合さん(八王子) 中島さん(西宮) 畠山さん(青山) 浜田さん(青山) 富澤さん(板橋)

アイデア賞

既存の手法の固定概念にとらわれずに、新しい手法に挑戦している人

大屋さん(北千住) 武田さん(マーケ) 藪本さん(西宮) 山本さん(青山) 川合さん(八王子) 井坂さん(青山)
江花さん(八王子) 荒川さん(北千住) 佐藤さん(北千住) 在塚さん(西宮) 小林さん(八王子) 松橋さん(社労士)
森田さん(横浜) 清水さん(横浜) 西畑さん(マーケ) 石原さん(沖縄) 相樂さん(板橋) 中島さん(板橋)
中島さん(西宮) 田中さん(西宮) 緑川さん(横浜)

チャレンジ賞

失敗を恐れず前向きに学び、常にチャレンジし続ける人

山本さん(青山) 井坂さん(青山) 中島さん(西宮) 中島さん(板橋) 緑川さん(横浜) 加藤さん(北千住)
在塚さん(西宮) 竹田さん(八王子) 柳沼さん(八王子) 宮内さん(西宮) 荒川さん(北千住) 坂本さん(沖縄)
篠原さん(青山) 松橋さん(社労士) 川島さん(マーケ) 大塚さん(青山) 鶴岡さん(マーケ) 浜田さん(青山)
武田さん(マーケ) 野田さん(博多) 野面さん(社労士) 藪本さん(西宮)





宮本 志穂

電子帳簿保存法の改正後に 何が変わるのか徹底解説

ペーパーレスで手続きできるように施行された「電子帳簿保存法」が2022年1月に改正されました。さらに2024年1月1日からは電子取引が行われたデータを印刷した状態（紙の状態）での保管ができなくなりました。この改正によって、より効率的に日々の業務を進めることが可能になります。この記事では、電子帳簿保存法での保存方法や改正後の変更点、罰則についても解説していきます。

1. 電子帳簿保存法とは何か

電子帳簿保存法とは、決算関係書類や各種帳簿、請求書や領収書といった書類について、原則的な紙での保存ではなく、電子データで保存できるようにした法律です。

過去におこなわれた制度の改正について

電子帳簿保存法が最初に施行されたのは、1998年になります。1998年からこれまでに何度か改正がおこなわれていますが、電子帳簿保存法が施行された当初は、国税関係帳簿や書類だけが電子データで保存できる対象でしたが、改正によって電子データで保存できる対象の範囲が広がってきています。

最近では、2020年にも電子取引に関する改正がおこなわれており、ECサイトで売買したときなどのデータも税務上の証拠として認められるようになりました。

改正前は、請求書等の書類について紙での保存が必要で、税務上の保管期間も7年と決められているので、保管方法や保管場所に困っていたという方も多いのではないのでしょうか。保存期間は7年間のままですが、改正により要件が緩和されたため、よりペーパーレス化を進めることができ、書類の保管などに対する苦勞が減ると思われます。

2022年の1月から施行される、改正後の電子帳簿保存法は今までの保存要件とは異なるため以下で詳しく解説していきます。

2. 電子帳簿保存法で対象となる書類

電子帳簿保存法で電子保存できる書類は、以下の画像を参考にしてください。

国税関係帳簿	国税関係書類		電子取引
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕訳帳 ・ 総勘定元帳 <p>(その他の補助元帳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上台帳 ・ 仕入台帳 ・ 現金出納帳 ・ 固定資産台帳 ・ 売掛金台帳 ・ 買掛金台帳 など <p>電帳法4条1項</p>	<p>決算関係書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 試算表 ・ 棚卸表 など <p>電帳法4条2項</p>	<p>取引関係書類</p> <p>自己が発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書控 ・ 発注書控 ・ 納品書控 ・ 請求書控 など <p>相手から授受</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書 ・ 請求書 ・ 納品書 ・ 見積書 など <p>電帳法4条3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書 ・ 見積書 ・ 納品書 ・ 注文書 ・ 注文請書 ・ 契約書 など <p>新電帳法7条</p>

電子帳簿保存法上の区分イメージ



対象にならない書類

電子帳簿保存法では、対象にならない書類もあるので注意が必要です。

例えば、総勘定元帳や仕訳帳を手書きで作成した場合や手書きの請求書などは、電子帳簿保存法の対象外となります。そのため、これらの書類はスキャナ保存しても紙を原本のまま保存しておかなければいけません。

3. 電子帳簿保存法に基づいた保存方法

電子帳簿保存法での保存方法は、主に3つにあるので以下で解説していきます。

- ・ 電磁的記録での保存
- ・ 紙データをスキャナで保存
- ・ 電子取引データの保存

(1)電磁的記録での保存

パソコンを使用してデータを作成し、そのデータを保存する方法を「電磁的記録での保存」と呼びます。この保存方法には、クラウドサービスを使ってサーバーに保存したデータも含まれます。

しかし、電磁的記録での保存はデータを作成した人がパソコンを使って作業しなければなりません。そのため、クラウドサービスを利用して関係部署とのデータの共有をスムーズにおこなうことがおすすめです。

(2)紙データをスキャナで保存

取引で使用した紙の書類をスキャンしたり、スマホで撮影したデータを電子文書として保存できます。しかし、スキャナで保存することはデータの改ざんが懸念されるので訂正や削除した履歴の残るシステムを使わなくてはいけなかったり、保存までの日数が約2ヶ月以内と決められています。

(3)電子取引データの保存

電子メールでやり取りする請求書や通販サイトで発行される領収書などの電子データで発行される書類は、一定の要件を満たせばタイムスタンプを付与せずに保存できます。

4.2022年1月の法改正での変更点

2022年1月に施行される電子帳簿保存法の改正での変更点は、以下で詳しく解説していきます。

今回の改正では、電子帳簿での保存に取り組みやすくなるよう条件などが変わりました。しかし、電子取引は紙に出力して保存ができなくなるなど、一概に規制が緩和されて取り組みやすくなるというわけではないので注意してください。

(1)電子帳簿保存について

電子帳簿の保存では、3ヶ月前までに税務署長などに申請して承認を受けなければいけませんでした。この事前承認制度が廃止されました。事前承認制度が廃止されたことで手続きの負担が大きく減り、自分の好きなタイミングで始められるようになりました。

しかし、システムの使い方が分かる説明書を準備したり、税務調査をするときにデータのダウンロード要求に応じるなどの条件を満たすことが必要となります。

さらに、改正前から電子帳簿の条件を満たしている帳簿は「優良な電子帳簿」に分類され、帳簿を訂正したり削除した履歴が残るシステムでなければならないことを条件に、事前に税務署に届出をすることで申告漏れがあったときに課せられる過少申告加算税が5%軽減されるメリットがあります。

(2) スキャナ保存について

スキャナ保存をする際にも税務署長の事前承認が必要なくなりました。そのため、以前よりも気軽に始めやすくなりました。

改正前では、タイムスタンプを付与することや複数人で保存のチェックをおこなうことが条件になっていましたが、これらが緩和されることになりました。

緩和された部分を詳しく説明すると、書類を受領した際の署名が必要なくなり、タイムスタンプを付与するまでの期間も約2ヶ月間の猶予が与えられました。さらに、この期間内に訂正や削除した履歴の残るクラウドシステムに保存するときにはタイムスタンプ自体がいらなくなります。

また、紙の原本とスキャンした画像が同じであることを社内の経理担当や依頼している税理士といった第三者が定期的にチェックすることが必要でしたが、これらのチェックも不要になりました。

(3) 電子取引データ保存について

データが原本となる電子取引データ保存は、2022年1月の改正で規制が緩和された部分と規制が強化された部分の両方があります。

規制が緩和された部分については、タイムスタンプ付与の猶予が約2ヶ月間になり、訂正や削除の履歴が残るシステムを使っている場合には、タイムスタンプの付与をしなくても保存が認められます。これに加えて、税務調査でデータのダウンロードが要求されたときに、基準期間の売上高が1,000万円以下の事業者はすべての検索要件が必要なくなりました。

反対に、規制が強化された部分はデータを紙に印刷して保存ができなくなりました。一部、消費税に関する取引では、事業者への影響が大きいことから紙に出力して保存することが認められていますが、基本的には要件を満たして保存しなければなりません。

※この改正については税制改正で2年間の猶予期間が設定されることが検討されています。

5.2024年1月の法改正

2024年1月からは、ダウンロードした請求書などを印刷し、紙の原本として扱っていたものが認められなくなりました。ですので電子取引として行われた取引は、電子保存をしなければなりません。

※一部、相当の理由によりシステム導入などが行えなかった事業者は2024年以降も紙での保存が認められます。

6. 電子データでの保存に切り替えることがおすすめ

電子帳簿保存法の施行前は、紙で保管する必要があり郵送するコストや保管する場所の確保が必要でしたが、現在ではこのような苦勞をする必要がありません。

以前の電子帳簿保存法では、税務署長による事前承認制度があり、電子データでの保存に切り替えることを躊躇っていた方も多かったでしょう。しかし、今回の改正でこの事前承認制度が廃止され、ほかの要件も緩和されているので、電子データでの保存も検討してみてもいいかもしれません。

7.どのような罰則があるか

電子帳簿保存法で定められている要件を守らないと、どのような罰則があるのかを以下で詳しく解説していきます。

(1)青色申告の承認の取り消し

青色申告の対象者は最大で65万円の特別控除をはじめとしたさまざまな税金に関する特例が適用されることが特徴です。電子帳簿保存法の要件を守らないと、この青色申告の承認が取り消され、欠損金の繰り越しもできなくなる可能性があります。

(2)追徴課税や推計課税が課せられる

青色申告の承認が取り消しになると、白色申告者になります。白色申告では「推計課税」が課せられるリスクが高まります。推計課税とは、税務署が推計して所得税や法人税の額を決めて課税することです。

また、ほかの税法でも違反していることを疑われたりすると、厳しい追及を受けて追徴課税を納めなければいけなくなることもあります。

(3)過料が課せられることもある

会社が電子帳簿保存法以外でも守らなくてはならない法律で「会社法」があります。会社法の第976条には帳簿や書類の記録や保存の規定があり、この規定の保存義務に違反したり、虚偽の記帳をおこなうと、100万円以下の過料が課せられます。そのため、帳簿や書類を保存する際には、電子帳簿保存法だけでなく、会社法も確認して保存する必要があります。

社会福祉事業者向けの融資制度のご紹介 (日本政策金融公庫)

日本政策金融公庫では「ソーシャルビジネス支援資金」と呼ばれる融資制度があります。これはNPO法人やNPO法人以外であって社会福祉関連事業を営む事業者が利用できるものであり、借入期間も比較的長めに設定できる制度です。また、金利については特別利率が設けられており通常の融資制度よりコストを抑えて資金調達が可能です。さらに本制度では金利を上乗せすることで代表者の連帯保証を免除できるので、万が一にも備えて経営者のリスクを最小限に留めて資金調達を行えます。

制度名	ソーシャルビジネス支援資金
借入対象者	次の1または2に該当する方 1.NPO法人 2.NPO法人以外であって、保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方
融資限度額	7,200万円
返済期間	運転資金:7年以内（うち据置期間2年以内） 設備資金:20年以内（うち据置期間2年以内）
基準金利	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービス、介護サービス事業等を営む方→1.45～2.55% ・認定NPO法人→1.70～2.80% ・社会的課題の解決を目的とする事業を営む方→1.70～2.80% (※2024年1月6日現在)
保証人・担保	代表者保証は原則必要。 NPO法人の場合、金利を上乗せすることで代表者保証を免除
その他諸条件	営む事業が社会福祉関連事業に該当の適否は、 日本政策金融公庫の窓口へ要ご相談

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2024年1月6日時点
創業融資の基準金利	2.40～3.60%	2.40～3.50%
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	2024年3月31日まで	変更なし

1.概要

サン共同通信コラム11月号にて「106万円の壁」および「130万円の壁」を掲載いたしました。

今回はその「106万円の壁」の対策として、一定の取組を行った企業に対するキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されましたので、ご案内いたします。

2.労働者1人につき最大50万円の助成!

2023年10月1日からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、手取り収入を減らさない取組等を実施する企業に対し、労働者1人当たり最大50万円の支援をするものです。

取組とは、具体的に社会保険料の算定対象外となる社会保険適用促進手当の支給、賃上げによる基本給の増額、所定労働時間の延長を指します。

3.キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コースは、

(1)手当等支給メニュー、(2)労働時間延長メニュー、(3)併用メニューの3種類があります。

(1)手当等支給メニュー

事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成します。

	要件	申請時期	1人当たり助成額
1年目	1 賃金の 15%以上 追加支給 (社会保険適用促進手当)	左欄の取組を 6ヶ月継続した後 2ヶ月以内	6ヶ月ごとに 10万円×2回
2年目	2 賃金の 15%以上 追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組を行う		6ヶ月ごとに 10万円×2回
3年目	3 賃金(基本給)の 18%以上 増額 (労働時間延長との組み合わせも可)		6ヶ月ごとに 10万円

※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

(2)労働時間延長メニュー

所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に事業主に対して助成を行うものです。以下の表の①～④のいずれかの取組を行った場合に、労働者1人あたり中小企業で30万円を支給します。

	週所定労働時間の延長		賃金の増額	申請時期	1人当たり助成額
①	4時間以上	+	-	左欄の取組を 6ヶ月継続した後 2ヶ月以内	6ヶ月で 30万円
②	3時間以上4時間未満		5%以上		
③	2時間以上3時間未満		10%以上		
④	1時間以上2時間未満		15%以上		

※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

(3)併用メニュー

1年目に(1)の取組による助成を受けた後、2年目に(2)の取組による助成を受けることも可能です。

	要件	申請時期	1人当たり助成額
1年目	1 賃金の 15%以上 追加支給 (社会保険適用促進手当)	左欄の取組を 6ヶ月継続した後 2ヶ月以内	6ヶ月ごとに 10万円×2回
2年目	2 (2)の労働時間延長メニューの いずれかの取組		6ヶ月で 30万円

※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

4.社会保険適用促進手当とは？

短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給するものです。あくまでも事業主が労働者に対し自らの判断で支給するものであり、政府から労働者に支給されるものではありません。

社会保険適用促進手当は、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としません。

5.参考

【厚生労働省・パンフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001181133.pdf>

6.最後に

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コースは、2023(令和5)年10月1日から遡及して適用されますので、同日以降に新たに社会保険の適用となった労働者を対象とすることができます。なお2025年度末(2026年3月31日)までの間に新たに社会保険の適用となった労働者が対象です。

助成金の申請には事前に対象労働者のチェック、キャリアアップ計画書を提出するなどスケジュールを確認しながら進めていくことが重要です。ご検討の際にはご相談ください。

メディア実績



セミナー・YouTube

2023年12月



ピジおたチャンネル

2023年8月



ラファエルチャンネル

2023年8月



Money Forward主催士業サミット

2023年8月



船井総研主催セミナー

2022年12月



会計事務所サミット2022

2021年12月



会計事務所サミット2021

2019年7月



会計事務所サミット2019

取材など



KaikaiZine
(2023年9月11日)



FIVE STAR MAGAZINE
(2023年9月)



税界タイムス
(2023年10月1日)



Tax Picks(2023年8月19日)



Doctor'sライブ(2023年9月)



週刊新潮(2022年6月16日)



週刊ダイヤモンド(2021年2月13日)



週刊現代(2020年6月27日号)

テレビ東京
ワールドビジネス
サテライトに取材
放送されました。
(2020年5月1日)



書籍



2023年12月発行





D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



「新規開業をお考えの方」や
「税理士を変更したい方」を
ぜひご紹介ください!

お客様紹介 キャンペーン



Amazonギフト券最大**50,000**分プレゼント!

下記の新規お客様情報①～③をメールでご連絡もしくは、ご担当者にお申し付けください。
ご紹介いただき一定金額で契約になった場合には、もれなくAmazonギフト券50,000円を贈呈いたします。

①紹介者氏名

紹介いただける法人名
および担当者氏名

②事業内容

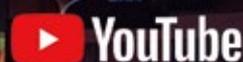
簡潔にご教示下さい

③連絡先

メールアドレス
および電話番号

ご連絡はこちらまで

contact@san-kyodo.jp



税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶





2024-

1

月号

vol.21



ホームページ

<https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!

拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオスクエア 2-D

福岡オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階